○財務省告示第百八十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年六月六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年七月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百五十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行

各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

価格競争入札発行

六　発行額

イ　価格競争入札発行

額面金額で一兆八千十四億円

うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で九百四十八億五千九百八十五万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四千九百七十五億円（平成二十九年度予算分）、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆千九十九億二百十五万円（平成三十年度予算分）、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で九百九十一億二千百十万円

ロ　非競争入札発行

特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で五億千百万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争で三千九百七十二億円

争入札発行

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行

特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で五百五十九億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行

一兆八千百三億八千七百十六万円

ロ　非競争入札発行

五億千三百五十五万五千円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

三千九百九十一億八千六百万円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行

五百六十一億七千九百五十万円

八　最低額面金額

五万円

九　振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日

平成三十年六月六日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円四十九銭以上のそれぞれの応募価格

ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五十銭

十二　利率　年〇・一パーセント

十三　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額の総額 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{78}{365}$$

十四　初期利子　平成三十年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五　第二期以　毎年三月二十日及び九月二十日

後の利子を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六　償還期限　平成四十年三月二十日

十七　償還金額　額面金額百円につき百円

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成三十年六月六日